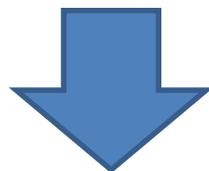


# < 協議事項 >

## 二次読影医の確保について

令和5年度 大津市肺がん結核検診協議会

- 肺がん結核検診における画像の読影については、国・県の示す指針に基づき、2名以上の医師による読影を必須としている。
- 大津市では、二次読影を「呼吸器科又は放射線科の専門医が属する医療機関」に委託している。
  - ⇒ 受託できる医療機関が限られており、負担が大きい。  
新たに受託いただける医療機関の見通しが立たない。



**二次読影医の安定的な確保が必要となっている**

# 二次読影実績 (R4)

実施総数: 16,161件 (内訳) 同一医療機関で読影 996件  
別の医療機関に依頼 15,165件  
平均 約300件/週  
繁忙期 500~600件/週

他の医療機関からの二次読影の依頼を受けている医療機関数: 7医療機関

- ①病院A デジタルのみ 10件/週
- ②病院B デジタルのみ 20件/週
- ③診療所C デジタルのみ
- ④診療所D デジタルのみ
- ⑤診療所E デジタル/アナログ
- ⑥診療所F デジタル/アナログ
- ⑦診療所G アナログのみ



繁忙期には、週あたり  
120~130件の二次読影  
を1医療機関(医師1人)に  
依頼している。

## 画像診断を専門とする民間事業者へ二次読影の一部を委託することの検討を進めてよいか

（理由）

これまで、検診実施医療機関の中から二次読影を実施できる医療機関に委託してきたが、受託できる医療機関が少なく、新たに受託いただける医療機関の見込みも立っていない。

また、以前から、一部の医療機関への二次読影にかかる負担が大きくなっており、負担軽減に向けた実施体制の見直しが必要と考える。

これらの状況を踏まえ、長期的に安定した検診体制を確保するため、画像診断を専門とする民間事業者を活用する方向で検討を進めていきたい。

# 民間委託における懸念事項

## ① 検診の精度管理

- ・これまで、新たな医療機関に二次読影を依頼する際には、本協議会で協議事項として諮ってきた。
- ・委託に際し、従来の運用を一部変更する必要がある可能性がある。
  - ⇒ 委託の仕様(医師の資格要件等)を慎重に決める必要がある。  
委託開始時は、依頼件数を少なめにして、結果を検証しながら順次件数を増やしていく。

## ② 契約

- ・読影業務に特化した事業を展開している業者は複数ある。
- ・市として、当該業務を委託するにあたり、事業者を特定して契約することができない。  
(地方自治法第234条)
  - ⇒ 少なくとも初回契約時は、入札等により業者を公募する必要がある。

# 今後のスケジュール（案）

R6. 2 ※協議会にて民間委託への検討が了承された場合

R6. 6頃 R7年度概算予算要求

（要求内容が認められた場合）

委託の仕様の調整  
～委員会で書面協議～

R6. 11頃 R7年度予算要求

R7. 3 予算確定  
⇒ 業者選定手続き（入札等）開始